

名張市地籍調査事業実施計画

《 改 訂 版 》

名 張 市

（ 制 定 ） 平成 23 年 2 月

（ 改 訂 ） 平成 27 年 7 月

目 次

I. 中間見直しにあたって	・・・・・・・・ 2～3
1. 地籍調査とは	
2. 地籍調査の成り立ちと国土調査十箇年計画	
3. 中間見直しの趣旨	
II. 地籍調査を取り巻く情勢	・・・・・・・・ 4～7
1. 社会情勢の動向	
2. 地籍調査の現状	
3. 第6次国土調査十箇年計画の見直し	
III. 中間見直しの方向性	・・・・・・・・ 8～12
1. 名張市地籍調査事業推進基本方針の概要	
2. 名張市地籍調査事業実施計画とこれまでの取組	
3. 計画前期の取組の検証と見直し方針	
IV. 計画後期に向けた具体的取組	・・・・・・・・ 13～15
1. 計画後期に向けた取組方針	
2. 具体的な取組	
3. 計画目標の見直し	

1

地籍調査とは

わが国の土地情報は、法務局に備え付けられたいわゆる「公図」と「登記簿」によって管理されています。しかし、これらは多くが明治時代に作成されたもので、正確に現状を表しているとは言えず、土地取引の際の混乱や隣接土地所有者との間での境界紛争を発生させる原因となり、また公共事業の遅延などにもつながる可能性があります。

地籍調査は、国土調査法に基づき、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、国民の重要な財産である土地を保全することを目的として行われる事業です。地籍調査が実施されることにより、現代の高度な測量技術に基づく正確な測量図が作成され、以前の不正確な公図に代えて法務局に備え付けられることとなります。



図. 1 法務局備付公図と地籍図（国土交通省HP「地籍調査Web」より引用）

また、地籍調査の効果として、大規模災害の発生時の復旧・復興の迅速さが挙げられます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地域の多くが地籍調査実施済みであったことから、迅速な復旧につなげることができました。

このように、同震災の被害の大きさを目の当たりにし、復旧・復興事業における地籍調査の有益性が実証される形となったことから、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に備えるため、全国的に地籍調査の重要性が再認識され、更なる推進が求められるようになってきています。

2

地籍調査の成り立ちと国土調査十箇年計画

昭和26年に国土調査法が施行され、我が国の地籍調査事業はスタートしました。昭和37年には地籍調査の計画的な推進を図るため、国土調査促進特別措置法が制定され、翌38年には、この特別措置法に基づき第1次国土調査十箇年計画が策定されました。

それから50年余りを経て、現在は第6次国土調査十箇年計画のもと、全国で地籍調査が進められており、平成25年度末現在における全国の地籍調査の進捗状況は、平均51%となっています。

それまでの十箇年計画が、計画内容と実績との間に大きなかい離があったことの反省から、第6次国土調査十箇年計画では、社会情勢等の変化に対応し、より実態に即した計画とするため、策定時点で中間年度における計画の見直しが盛り込まれていました。第6次計画がスタートしてから現在までの間、平成23年の東日本大震災発生をはじめとして、社会情勢や経済情勢等も大きく変化してきています。これらの社会・経済情勢等の変化を踏まえ、第6次国土調査十箇年計画は平成26年8月に中間見直しが行われました。

3 中間見直しの趣旨

本市では、平成15年度から地籍調査事業に着手しました。県内では比較的遅い時期からの着手であり、また法務局に備え付けられた市内の公図の精度があまり高くなかったことなどから、地籍調査の早急な進捗が求められていました。

そこで、地籍調査事業の推進を図るため、本市では平成20年3月に全市域の地籍整備の方針を定めた『名張市地籍調査事業推進基本方針』を策定しました。さらに、基本方針に基づき、中期的な事業計画として『名張市地籍調査事業実施計画』を平成23年2月に策定し、事業の推進を図ってきました。

それから5年が経過しましたが、その間に東日本大震災の発生をはじめ、社会情勢、経済情勢も大きく変化しました。また、測量技術についても日進月歩で進化し、それによる新たな手法等も開発されています。さらに、このような変化を受けて、本市実施計画策定の基本とした国の第6次国土調査十箇年計画も見直しが行われました。

こうしたことを受け、『名張市地籍調査事業実施計画』についても、これまでの5年間の取組を検証しつつ、国の見直し結果や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを行うこととします。

Ⅱ 地籍調査を取り巻く情勢

1 社会情勢の変化

1) 東日本大震災を契機とした防災意識の高まり

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災は、我が国の観測史上最大の地震であり、2万人を超える死者・行方不明者を出すなど、我が国の社会・経済に甚大な被害をもたらしました。このような被害の状況を目の当たりにし、その発生が心配されている南海トラフ地震や、近年多発する豪雨災害など、来るべき大規模災害への備えに対して、国民の大きな関心が寄せられるようになってきました。

2) 人口減少・高齢化社会の到来

我が国では、2050年までに総人口が約3,100万人減少し、現在の居住地の6割以上で人口が半分以下になると言われ、高齢化率は約40%に高まるなど、本格的な人口減少・高齢化社会の到来が危惧されています。これに伴い、地方財政を取り巻く環境は年々悪化の一途をたどっており、厳しい財政状況が続いています。地方公共団体における職員数も年々減少し、総職員数は約275万人（平成25年4月1日現在）と平成6年のピークから約53万人（約16%）減となっています。

3) 衛星測位システムの充実

近年の技術革新の波は測量技術にも大きな影響を与えています。特に衛星測位技術については、アメリカのGPS衛星だけでなく、複数の衛星測位システム（GNSS）の整備が進められています。

平成25年5月からは、GPSに加えて全国の電子基準点で観測した準天頂衛星及びロシアのGLONASSのデータ提供が国土地理院で開始されました。

さらに、我が国の準天頂衛星システムについては、2010年9月に打ち上げられた準天頂衛星初号機「みちびき」をはじめとして、2010年代後半を目途に4機体制を整備することが閣議決定されるなど、衛星測位による高精度の測量を実施する環境は徐々に整備されてきつつあります。



図. 2 準天頂衛星「みちびき」
(C) 宇宙航空研究開発機構(JAXA)

2 地籍調査の現状

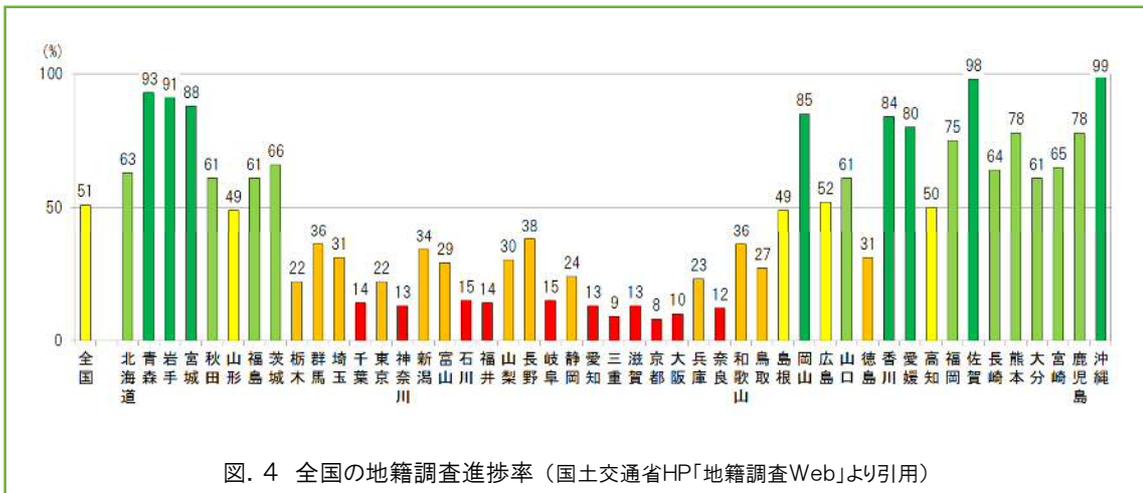
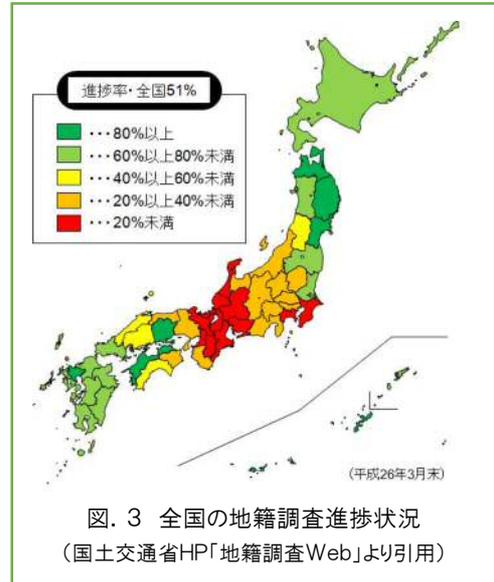
地籍調査は現在、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする第6次国土調査十箇年計画に基づいて実施されています。

これまでの進捗率は、平成25年度末現在で全国平均が51%、そのうち都市部（D I D）で23%、山村部（林地）で44%となっています。

地域別にみると、北海道、東北、中国、四国、九州の各地域で進捗する一方で、関東甲信越、東海、北陸、近畿（兵庫県、和歌山県を除く）の各地域では大幅に遅れている状況にあります。

そのなかでも三重県は特に遅れており、進捗率では全国46位（進捗率9%）となっています。

このような状況から国では、地籍調査の進捗



が特に遅れている都市部において「都市部官民境界基本調査」、山間部では「山村境界基本調査」という国直轄の基本調査を実施し、地籍調査の進捗支援が行われています。

また、地方自治体の財政状況と職員数の減少は深刻であり、事業実施体制の構築に大きな影を落としてきています。そこで、国では国土調査法第10条第2項に基づく包括的な業務委託の推進を図るほか、昨今の測量技術の著しい進展に鑑み、事業コストと工期の圧縮が見込まれる電子基準点のみを用いた測量手法の導入を図るなど、地籍調査に掛かる手間とコストを減らし、スピードアップが図られる手法について、積極的な導入が図られています。

3 第6次国土調査十箇年計画の中間見直し

平成22年5月に閣議決定された第6次国土調査十箇年計画には、「今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直す」ことが盛り込まれています。そこで国では中間見直しに向け、国土審議会土地政策分科会企画部会の下に設置されている「国土調査のあり方に関する検討小委員会」を平成26年2月から6月にかけて計3回開催しました。この小委員会では、国土調査を巡る社会・経済の動向や財政事情、第6次計画期間におけるこれまでの地籍調査及び土地分類調査の実施状況等を踏まえ、計画後半における国土調査の方向性について議論が行われ、平成26年8月に報告書が取りまとめられました。

この報告書によると、第6次国土調査十箇年計画における当初4年間の実施状況は、計画目標に対して地籍調査が20.1%、基本調査が19.0%、基準点が26.9%の達成率であり、中間年に解消を目指すとした調査未着手・休止市町村（市町村には特別区を含む。以下同じ。）は平成25年10月現在で525市町村となっています。

表. 1 第6次十箇年計画の達成状況
 (国土交通省「国土調査のあり方検討小委員会報告書」より引用)

区分	計画目標	進捗率 (平成25年度末)
全体	49% ⇒ 57%	51%
うちDID(人口集中地区)	21% ⇒ 48%	23%
うち林地	42% ⇒ 50%	44%

(※ 進捗率: 地籍調査対象地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合)

[国土交通省調べ]

また、中間見直しにおける大きなポイントとして、東日本大震災の発生を受けた大規模地震への備えについて触れられており、「地震、土砂災害等の災害への備えなどとして、地籍整備の緊急性がより高い地域における地籍整備を優先的に進めるべきである」と提言されています。

これらを受け、報告書では、地籍調査における今後の推進方針として、①民間委託の拡大、②所在不明者の所有地の筆界確認手法の活用、③新技術の活用、④必要な予算の確保と体制整備、⑤国民に分かりやすい指標、⑥都市部における地籍調査の推進、⑦都市部および山間部での国直轄基本調査の推進、⑧未着手、休止市町村の解消、⑨国土調査以外の成果の積極的な活用、⑩基準点の適切な整備といった取組を掲げています。

そして、これら多様な取組を推進することにより、引き続き計画目標である全国平均進捗率57%、DID(人口集中地区)48%、林地50%を目指すこととしています。

国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書(概要)

参考資料

趣旨

- ・第6次国土調査事業十箇年計画(H22~31)では中間年に見直すこととされており、これを受けた議論を行うために国土審議会の小委員会が3回開催
- ・本報告書は、小委員会が議論した第6次計画後半における国土調査の方向性をとりまとめたもの

1. 計画策定後の社会・経済等の動向

- 東日本大震災の発生や南海トラフ地震対策等の進展
 - ・地籍調査の実施により被災後の迅速な復旧等に貢献することが再確認
 - ・東日本大震災を教訓に南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備の推進が重要
- 測量技術の進展
 - ・利用可能な衛星数の増加等により測位精度がさらに向上する見込み
- 国、地方公共団体の財政状況等の深刻化
 - ・国、地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、地方公共団体の職員数も年々減少
- 人口減少・高齢化の進行
 - ・山村部では地籍調査における立会がますます困難

2. 第6次計画の実施状況

- 地籍調査を促進するため、これまでに以下を実施
 - ・国直轄の基本調査の実施
 - ・民間委託の拡大
 - ・筆界確認手続きの弾力化
 - ・国土調査以外の測量・調査成果の活用など
- 土地分類基本調査は三大都市圏の整備が完了

項目	計画目標	平成25年度末までの実施状況	
		実施量	実施量/計画目標
①地籍調査	21,000 km ²	4,219 km ²	20.1 %
②基本調査	3,250 km ²	616 km ²	19.0 %
③基準点	8,400 点	2,259 点	26.9 %
④土地分類基本調査	18,000 km ²	12,718 km ²	70.7 %

・中間年に解消を目指すとした未着手・休止市町村は、604(H22.3)から525(H25.10)に減少

3. 中間年における見直しの方向性

地籍調査

- ・地籍調査の重要性は一層増しており、十箇年計画を基本として各般の推進策を講じつつ、引き続き努力することが重要
- ・災害への備えなど地籍整備の緊急性がより高い地域で優先的に推進
- ・特に、南海トラフ地震による津波浸水想定地域等で重点的に対応

土地分類基本調査

- ・南海トラフ地震の被災想定地域等を考慮しつつ、着実に調査を実施
- ・成果等の一層の利活用の促進

4. 計画後半における主な取組

地籍調査

- 地籍調査の推進方策
 - ・各地域が自らの実情に合った実施組織のあり方を検討し、その設立等を通じた効果的な体制の整備
 - ・法務局と連携し、客観的な資料により筆界を確認できる制度の積極的な活用
 - ・新技術を普及するためのマニュアル等の整備、最新技術に対応した測量方法を検討し、作業規程等へ反映
 - ・国、地方公共団体は予算の確保に努め、市町村は実施体制を一層充実
 - ・都市部における地籍調査の推進のため、密集市街地における地籍調査の推進方策を検討
- 国直轄の基本調査の実施
 - ・南海トラフ地震に備え、都市部官民境界基本調査の数値目標を設定し、重点的に実施
 - ・林地境界の情報を迅速に確認・保存するため、既存の航空写真や地形図等を活用した手法の検討
- 未着手・休止市町村の解消
 - ・個々の状況に応じつつ、市町村、都道府県、国は解消に向けて引き続き努力
- 国土調査以外の測量・調査成果の活用
 - ・市町村は、測量の実施主体に対して測量成果を活用するよう要請・指導する体制を構築

土地分類基本調査

- ・南海トラフ地震の被災想定地域等を考慮しつつ、三大都市圏以外の地方圏において、引き続き調査を実施
- ・成果等の一層の利活用の促進のため、調査地域での説明会の実施、調査成果の利活用方法や利活用事例集の作成等に取り組む
- ・「地理院地図」等を活用した成果の公開手法の改善

(国土交通省HP「地籍調査Web」より引用)

Ⅲ 中間見直しの方向性

1 名張市地籍調査事業推進基本方針の概要

本市では、平成20年3月に地籍調査の計画的かつ効果的な推進を図るため、全市域についての地籍整備の方針を定めた「名張市地籍調査事業推進基本方針」を策定しました。

この基本方針では、地籍調査要調査地域のうち緊急性・費用対効果等の視点から人口密集率が高く、土地流動の頻度が高い地域を、重点的に調査を実施していくべき地域と考え、そのうちある程度境界が明確となっている大規模団地を除く、市街地・集落地域及びその周辺部を『重点調査地域』と位置づけ、この重点調査地域について、計画的に地籍調査を実施することとしています。

また、一般的に公共事業の着手に先立って地籍調査を実施すると、費用の低減や事業の効率的な実施が可能となると考えられることから、事業の必要性に応じ、公共事業と連携した地籍調査もあわせて実施していくこととしました。

一方、重点調査地域から外れた山林地域についても、所有者の高齢化・不在村化、災害抑止のための森林整備などの観点から、早急に境界情報の保全が必要と考え、別途手法を検討することとしています。

さらに、基本方針として、国土調査法第19条第5項の指定制度などの様々な手法の活用も含め、総合的に地籍整備の推進を目指すとしています。

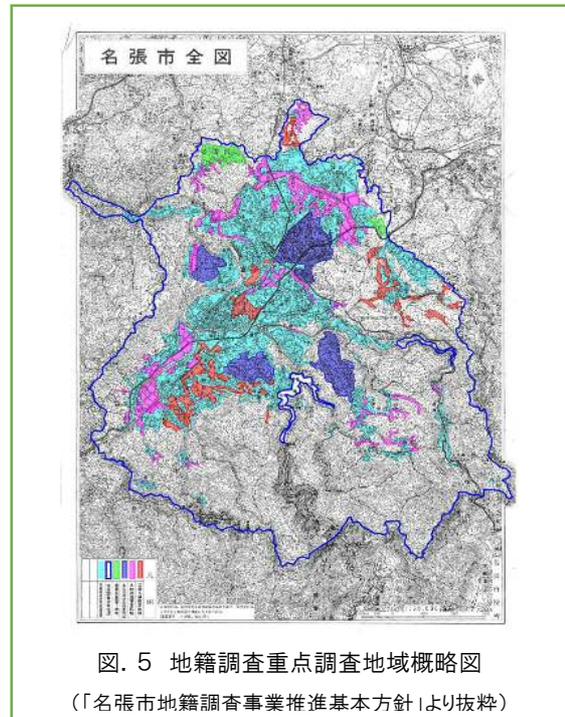


図.5 地籍調査重点調査地域概略図
(「名張市地籍調査事業推進基本方針」より抜粋)

2 名張市地籍調査事業実施計画とこれまでの取組

1) 実施計画の概要

平成23年2月には「名張市地籍調査事業推進基本方針」に基づく、平成31年度を目標年度とする「名張市地籍調査事業実施計画」を策定しました。この実施計画においては、計画型地籍調査事業の対象地区として名張地区を選定し、公共事業連携型地籍調査事業については、各公共事業と連携し、調査を実施することとしました。そのほか、

国土調査法第19条第5項の指定制度なども活用して、計画目標を設定し、本市における地籍調査の推進を図っていくこととしています。

2) 計画目標の達成状況

平成26年度末までに5地区 計 1.21 k m²の地籍調査を完了し、成果を法務局に送付することができました。これに国土調査法第19条第5項による指定や都市部官民境界基本調査の結果等に加え、平成26年度末における地籍調査の実施面積は17.28 k m²、進捗率は16.61%となり、平成26年度末の計画目標として設定した実施面積 6.50 k m²、進捗率 6.25%を大きく超える成果を得ることができました。

表. 2 計画前期の実施状況

		平成22年度 (当初値)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成31年度
調査済面積 (換算面積 k m ²)	(目標)	4.55	5.00	5.50	6.00	6.50	10.50
	(実績)		5.02	6.13	17.07	17.28	
増減値 (対前年比 k m ²)	(目標)	—	0.45	0.50	0.50	0.50	
	(実績)		0.47	1.11	10.94	0.21	
【参考】 進捗率(%)	(目標)	4.38	4.81	5.23	5.77	6.25	10.10
	(実績)		4.83	5.89	16.41	16.61	

※平成25年度については、都市部官民境界基本調査の成果(9.32k m²)を含む

3) 計画型地籍調査事業の取組状況

計画型地籍調査事業では、名張地区を6地区に分割し、全体面積約 2.1 k m²を平成31年度までの10箇年で計画的に調査を実施する計画としています。このうち、平成

表. 3 計画型地籍調査事業の取組状況

		名張①地区	名張②地区	名張③地区	名張④地区
平成22年度	計画	調査対象地区の資料収集、対象地区代表者への周知・啓発			
	実績	都市部官民境界基本調査により基準点整備、資料収集を実施			
平成23年度	計画	基準点整備・地元説明会			
	実績	土地所有者の戸籍調査			
平成24年度	計画	境界立会・一筆地測量	基準点整備・地元説明会		
	実績	地元説明会・境界立会・測量	土地所有者の戸籍調査		
平成25年度	計画	取りまとめ・成果閲覧	境界立会・一筆地測量	基準点整備・地元説明会	
	実績	未立会箇所の立会・測量	地元説明会・境界立会・測量	未着手	
平成26年度	計画	認正送付・法務局備付	取りまとめ・成果閲覧	境界立会・一筆地測量	基準点整備・地元説明会
	実績	未立会箇所の立会・測量	未立会箇所の立会・測量	土地所有者の戸籍調査	未着手

Ⅲ 中間見直しの方向性

26年度までに名張①地区から名張④地区までの4地区について、事業に順次着手していくという事業スケジュールを設定していました。

しかしながら、平成26年度に完了予定としていた名張①地区については、現地立会時に多数の欠席者が出るなど、単年度で現地立会が完了せず、その対応に期間を要したことから、平成26年度まで立会の完了がずれこむ形となりました。

また名張②地区についても、家屋が密接しているという名張地区特有の状況により、平成25年度に実施した測量が翌26年度まで掛かることとなり、平成27年度の完了予定が平成28年度末にずれこむ予定となりました。

この結果、平成25年度からの予定であった名張③地区の着手が、平成26年度に遅延することとなり、設定したスケジュールから全体として概ね1年の遅れが生じています。

4) 公共事業連携型地籍調査事業の取組状況

公共事業連携型地籍調査事業については、計画段階では滝之原1地区(県道事業関連)、大屋戸1地区(県道事業関連)、東田原1地区(市道事業関連)の3地区を予定しており、状況により必要があれば追加することとしていました。

これに対し、実際の取組では、着手には伊賀市との協議が必要となる東田原1地区を除き、計画していた滝之原1地区、大屋戸1地区に、県道事業関連として夏見1地区も加えた計3地区に着手し、関連する公共事業のスケジュールと連携を図りながら順調に進捗しています。

5) 国土調査法第19条第5項による指定制度の活用状況

高精度の測量成果を地籍調査と同等の精度を有する成果として国土交通省が認定し、指定する国土調査法第19条第5項の指定制度は、指定を受けた範囲が地籍調査完了済みとみなされることから、計画においても積極的な活用を目指していました。

これに対する実際の取組では、平成23年度に民間成果を活用して調査を行った春日丘地区0.65k㎡のほか、市営住宅跡地の測量や消防関連の用地測量などの公共測量0.02k㎡で取り組み、合計面積0.67k㎡で国の指定を受けることができました。

6) 国直轄事業の活用

計画において積極的な活用を図るとしていた国直轄事業については、平成22年度に計画型地籍調査事業の事前調査として、名張地区において都市部官民境界基本調査を実施しました。平成24年度から平成25年度にかけては、基本方針で定めた重点調査地域全域で同様に都市部官民境界基本調査を実施し、合計で22.19k㎡の調査が完了しました。これにより、市内主要部で高精度の測量が行える環境を整備できました。

名張市地籍調査等実施区域図

(平成27年3月末 現在)

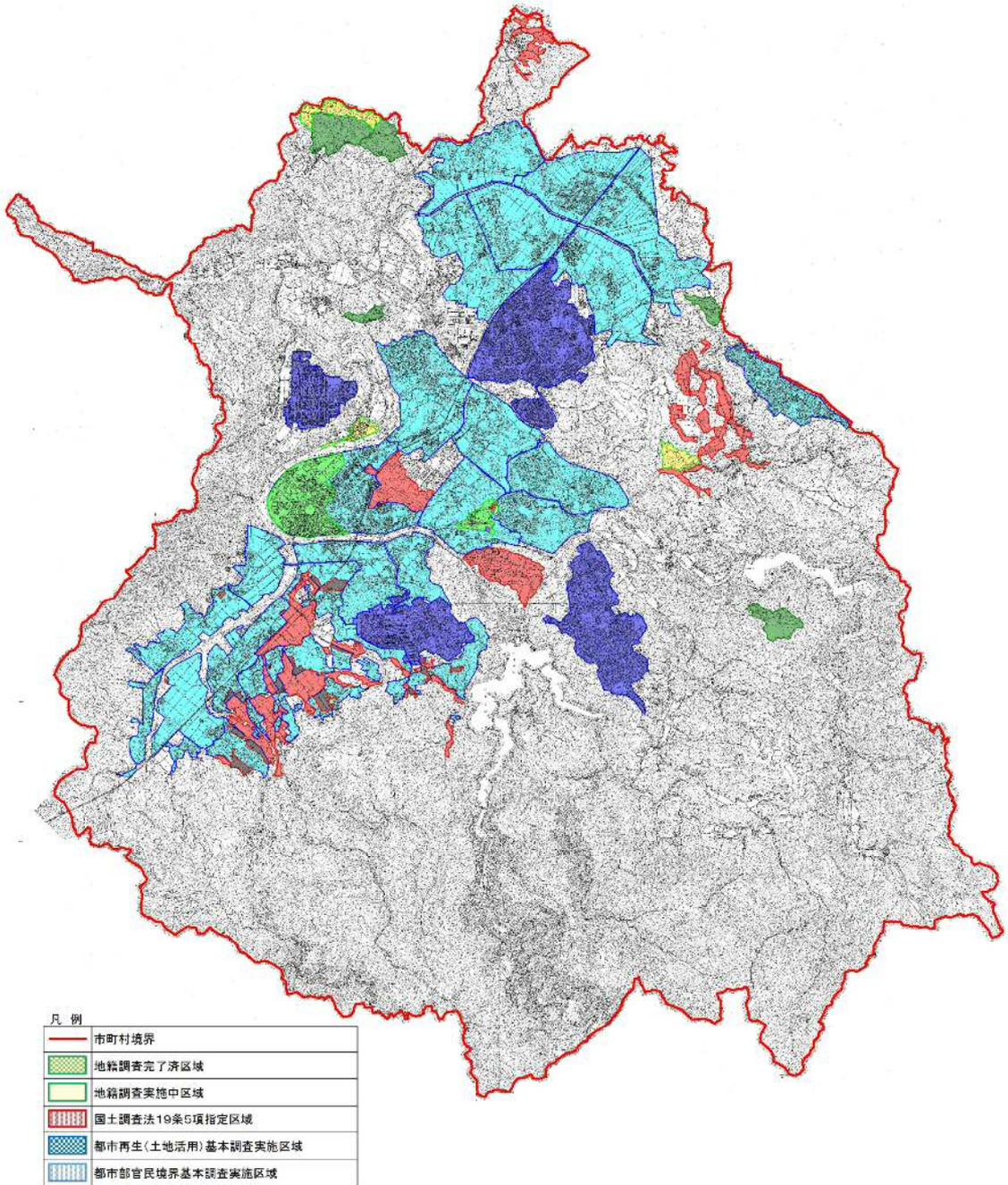


図. 6 地籍調査等の実施状況 (平成26年度末現在)

3 計画前期の取組の検証と見直し方針

1) 取組の検証

実施計画の進捗状況については、全体的には概ね順調に進んでいると言えますが、計画型地籍調査事業に関しては約1年の遅れが生じています。その原因として①土地境界の確認に対して土地所有者の理解が得られない、②境界立会に土地所有者の協力が得られない、③権利関係の複雑さによる調整の難航、などがあげられます。

そこで、今回の見直しにおいて、改めて現時点での進捗状況を反映し、事業スケジュールを見直すこととします。

公共事業連携型地籍調査事業においては、当該公共事業に対する期待もあり、地元地区の積極的な協力を得ることができ、順調に進捗しています。従って、今回の見直しにあたっては、社会情勢の変化による防災対策等、新たな公共事業のニーズを反映していくこととします。

国土調査法第19条第5項による指定制度については、国の地籍整備推進調査費補助金の活用も促すことにより、公共事業に伴って実施される用地測量等に積極的な活用を図ることができました。今後も引き続き、公共事業に伴う用地測量等において、この指定を受けていくことが期待されます。

その他、国直轄事業の活用では、市内主要部において都市部官民境界基本調査を実施し、22.19k㎡で基準点を整備することができました。これによりその後の測量の大幅な経費削減を図れるとともに、地籍調査と同等の測量精度による民間の測量成果の蓄積が見込めることとなりました。

これらの取組の結果、計画目標については、中間年度である平成26年度末の数値目標、実施面積 6.50k㎡、進捗率 6.25%を実績で大きく超えることができました。それだけでなく、計画最終年度の平成31年度末における数値目標、実施面積 10.50k㎡、進捗率 10.10%をも現時点で達成しており、本見直しにおいて、実績に基づく計画目標数値の見直しをする必要があります。

2) 計画の見直し方針

取組に対する検証結果を受けた本実施計画の見直し方針として、基本的には前期の考え方を踏襲しつつ、国の第6次国土調査十箇年計画における中間見直し結果を反映するとともに、国直轄事業や補助事業等の積極的な活用により市財政への負担を最小限に抑えながら事業の進捗を図っていくものとします。一方で、東日本大震災の発生を契機とした防災意識の高まりに配慮し、防災に関わる事業については積極的に実施していくものとします。

IV 計画後期に向けた具体的取組

1 計画後期に向けた事業方針

計画後期に向けた事業方針としては、国の見直し結果に基づき、特に防災面での効果が期待できる事業について、優先的に実施を図っていくこととします。

この方針を前提とし、計画型地籍調査については、河川氾濫等による浸水被害が想定されるだけでなく、住宅密集度が高く大規模地震発生時に大きな被害が予想される名張地区について、計画前期に引き続き推進を図ることとします。また、遅れが生じているスケジュールを見直し、早急な事業完了が図られるよう努めます。

公共事業連携型地籍調査についても、土砂災害想定地域や浸水想定地域、防災事業計画地域などにおいて公共事業の予定がある箇所を中心に、特に地籍調査を事前に実施した場合効果が高いと想定される箇所を選定し実施していくこととします。

また、可能な限り国直轄事業等の活用を努めるとともに、公共事業に係る測量費用の低減化を図るため、市内主要部に設置された基準点の精度を維持するための点検業務を実施しつつ、その有効活用を努めます。

2 具体的な取組

1) 計画型地籍調査事業

計画型地籍調査事業では、6か所の計画区域のうち、これまでに名張①地区、名張②地区、名張③地区の調査に着手しています。しかし、現時点で事業スケジュールに遅れが生じていることから、引き続き名張地区における地籍調査を推進するものとし、以下のとおりスケジュールを見直し、効率的な実施を図っていきます。

表. 4 計画型地籍調査事業の事業スケジュール(見直し後)

	名張①	名張②	名張③	名張④	名張⑤	名張⑥
平成27年度	成果閲覧 認証送付	取りまとめ 県検査	境界立会い 一筆地測量	登記資料・ 所有者調査		
平成28年度	法務局備付	成果閲覧 認証送付	取りまとめ 県検査	境界立会い 一筆地測量	登記資料・ 所有者調査	
平成29年度		法務局備付	成果閲覧 認証送付	取りまとめ 県検査	境界立会い 一筆地測量	登記資料・ 所有者調査
平成30年度			法務局備付	成果閲覧 認証送付	取りまとめ 県検査	境界立会い 一筆地測量
平成31年度				法務局備付	成果閲覧 認証送付	取りまとめ 県検査 成果閲覧
平成32年度					法務局備付	認証送付 法務局備付

3 計画目標の見直し

これまでの取組により、実施計画策定当初に設定した目標はすでに達成されていることから、新たに最終年度に向けた目標設定を行う必要があります。そこで、平成26年度末時点の実施面積及び進捗率を元に、平成31年度を最終年度として今後5年間において目標とする数値目標を表6のとおり設定します。

表.6 事業の進捗状況に対する計画目標

	平成22年度 (当初値)	平成26年度 (現在値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (計画最終年)
調査済面積 (換算面積 k㎡)	4.55	(目標値 6.50) 17.28	17.70	18.20	18.70	19.20	(当初値 10.50) 19.70
増減値 (対前年比 k㎡)	—	対当初値比 12.73	0.42	0.50	0.50	0.50	0.50
【参考】 進捗率(%)	4.38	(目標値 6.25) 16.61	17.00	17.50	18.00	18.50	(当初値 10.20) 19.00

また、計画型地籍調査事業の進捗に遅れが生じ、計画最終年度となる平成31年度で計画全地区の事業完了が困難となったことから、事業進捗のスピードアップを目指す意味から、調査完了により法務局に成果を送付した面積を、表7のとおり新たに目標として設定することとします。

表.7 調査完了に対する計画目標

	平成26年度 (現在値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
法務局送付済 面積(k㎡)	1.21	1.36	1.98	2.28	2.64	3.00
増減値 (対前年比 k㎡)	—	0.15	0.62	0.30	0.36	0.36
送付予定地区		滝之原1	名張①	夏見1 名張②	大屋戸1 名張③	名張④

以上を本実施計画の新たな目標とし、これまで同様に地籍調査事業の進捗を図りつつ、活用できる制度や事業を最大限活用し、本市の地籍整備について効率的・効果的に推進を図っていくものとします。

※本文中の国土交通省が著作権を有する画像及び資料は、事前に国土交通省地籍整備課より承諾を得て引用しています
 ※宇宙航空研究開発機構(JAXA)が著作権を有する画像は、事前に承諾を得て掲載しています。